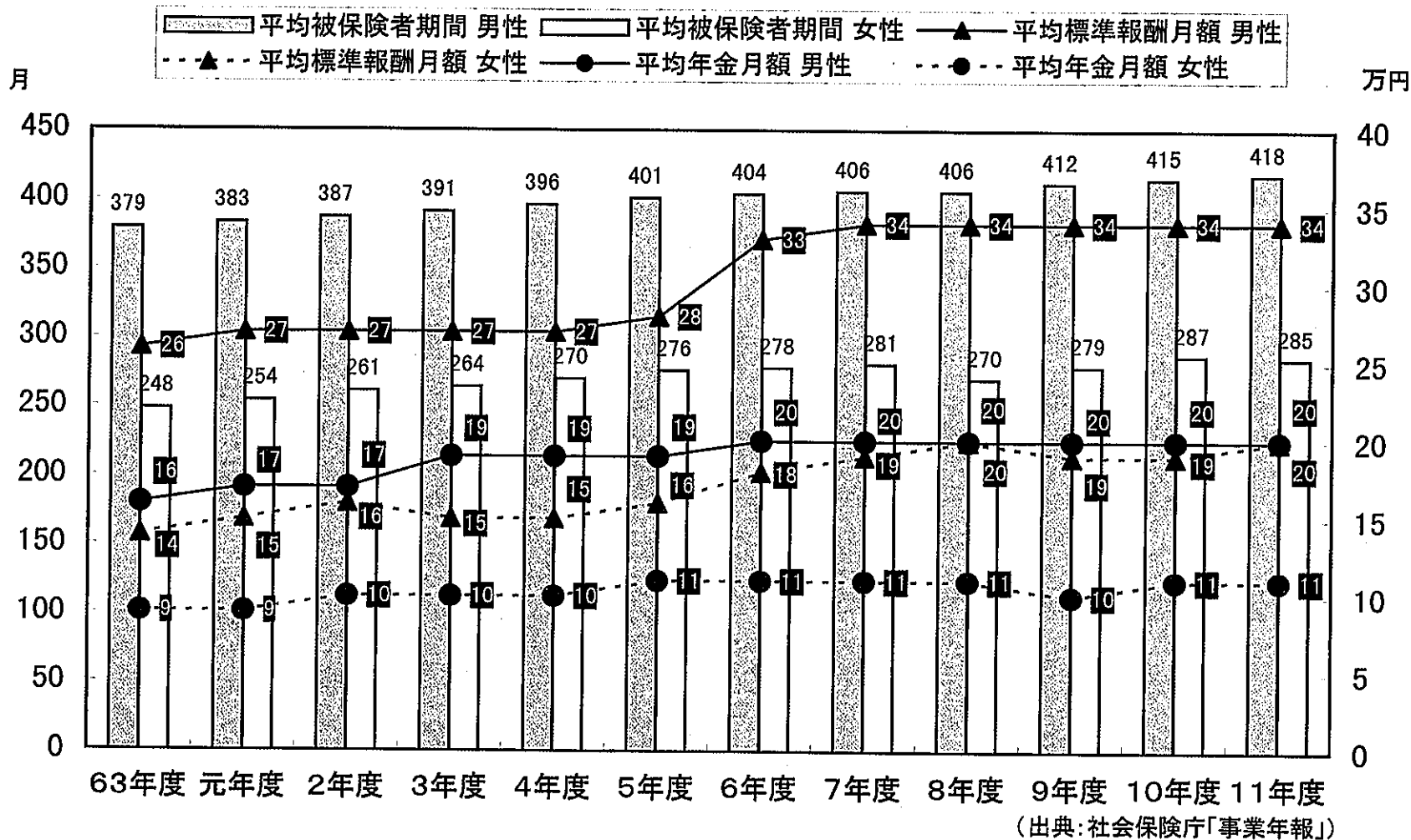


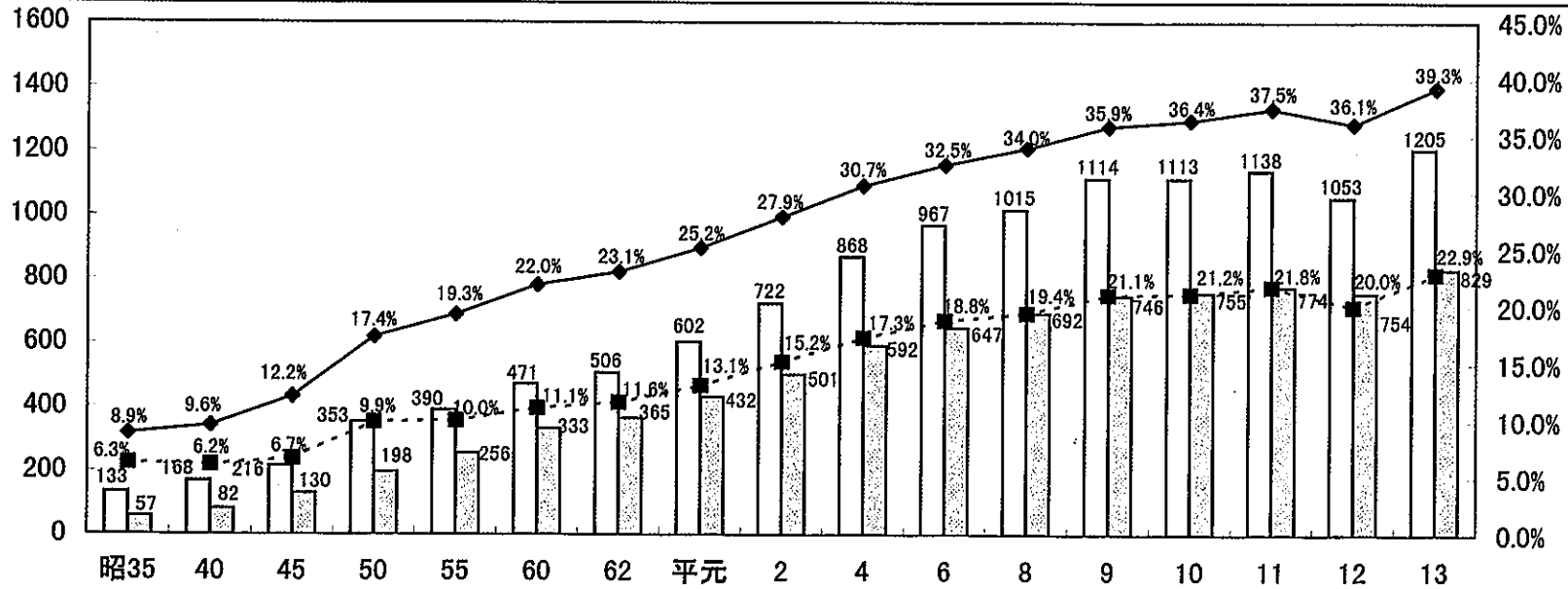
# 1-8 老齢厚生年金新規裁定者における平均被保険者期間、平均標準報酬月額、年金額の比較

平均的に見た場合、男性と比較して、女性は被用者年金の加入期間が短く、また賃金も低く、結果として、女性が自ら保険料を納付して得ることのできる年金額は、男性に比べて低くなっている。



# 1-9 短時間雇用者数の推移(非農林業)

女性の短時間雇用者は増加してきている(平成13年度で829万人)。  
 また、女性雇用者に占める短時間雇用者の割合は上昇してきている。(平成13年度で39.3%)。



短時間雇用者総数(万人)
  短時間雇用者数(うち女性)(万人)  
—●— 女性雇用者中に占める短時間雇用者の割合(%)
 -■- 雇用者総数中に占める短時間雇用者の割合(%)

注:「短時間雇用者」…週間就業時間35時間未満の者

資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

## 1-10 我が国及び欧米主要国の給付水準の比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	日本
老齢(退職) 平均年金額 (月額)	[1997年] 全受給者平均 単身:92,600円 (765ドル) 夫婦:138,800円 (1,148ドル)	[1996年] 基礎年金 単身:48,500円 (286ポンド) 夫婦:77,500円 (457ポンド)  付加年金(全受給者平均) 14,200円 (84ポンド)	[1997年] 全受給者平均 88,600円 (1,270マルク)  労働者年金(受給者平均) 73,600円 (1,055マルク)  職員年金(受給者平均) 104,000円 (1,491マルク)	[1995年] (旧制度) 基礎年金 単身:36,900円 (2,799クローネ) 夫婦:60,400円 (4,577クローネ)  付加年金(全受給者平均) 68,900円 (5,225クローネ)	[1998年] 厚生年金 全受給者平均 172,200円
平均賃金月額(製 造業)	[1997年] 290,800円 (2,404ドル)	[1996年] 254,000円 (1,497ポンド)	[1997年] 303,600円 (4,352マルク)	[1995年] 223,100円 (16,916クローネ)	[1997年] 412,800円
為替レート (年平均)	[1997年] 1ドル=120.99円	[1996年] 1ポンド=169.71円	[1997年] 1マルク=69.77円	[1995年] 1クローネ=13.19円	-
老齢年金 ／平均賃金	48% (夫婦)	36% (基礎年金(夫婦)+付加年金)	29% (全受給者平均)	58% (基礎年金(夫婦)+付加年金)	42%

(注) 1. 各国の賃金はILO "Yearbook of Labor Statistics"による推計。日本は「毎月勤労統計調査」の製造業労働者(事業所規模30人以上)の現金給与総額(ボーナスを含む)の暦年平均値。

2. 為替レートは、IMF "International Financial Statistics"による推計。

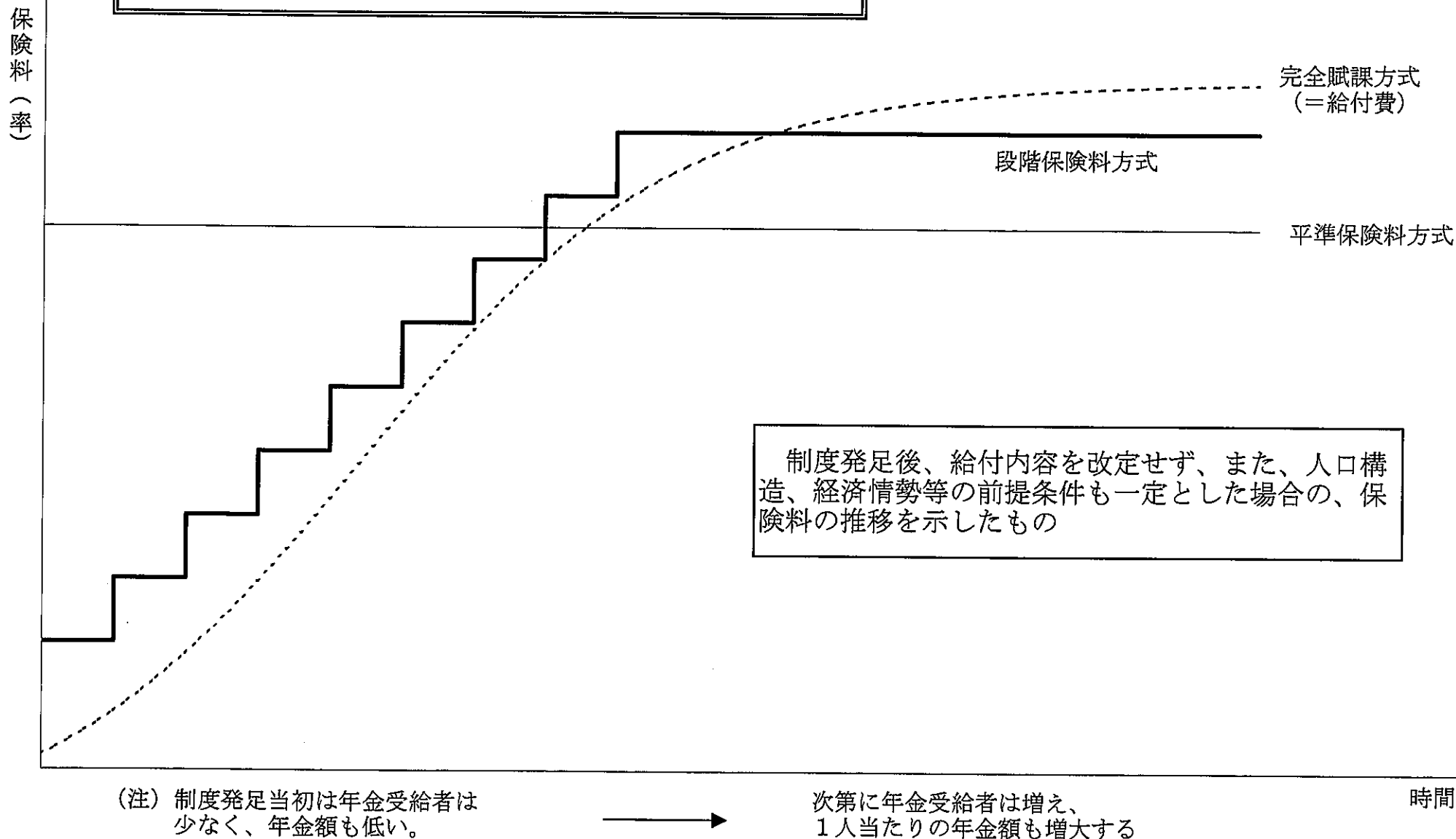
3. 老齢(退職)平均年金額(月額)は各国において実際に支給されている年金の平均値をとっているが、国によって年金受給権獲得に必要な加入年数が異なることから(例えば、一定以上の所得のない期間は被保険者期間とならない制度体系をとるアメリカやドイツではそれぞれ10年、5年と、我が国よりも短い加入年数でも年金を受給することが可能。)、実際に支給されている年金額の平均値やその平均賃金との比較した割合をみることにより、各国年金制度の制度的な給付水準を単純に比較することはできない。

(資料)平成12年版厚生白書

1-11 I L O 条 約 に つ い て

<p>社会保障の最低基準に関する条約 (第 102 号条約)</p> <p>〔 昭和 27 年 6 月 28 日採択 昭和 51 年批准 (現在 40 カ国) 〕</p>	<p>障害、老齢及び遺族給付に関する条約 (第 128 号条約)</p> <p>〔 昭和 42 年 6 月 29 日採択 未批准 (現在 16 カ国批准) 〕</p>
<p>標準受給者 (年金受給資格年齢の妻を有する男子) について、30 年拠出した場合に従前の所得額の 40% の給付を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前所得は典型的な熟練労働者の賃金とし、男子保護対象者の最大多数を有する経済活動の大分類中で、これらの男子保護対象者の最大多数を有する中分類において雇用される者の賃金。</li> </ul>	<p>標準受給者 (年金受給資格年齢の妻を有する男子) について、30 年拠出した場合に従前所得の 45% の給付を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従前所得は、同左。</li> </ul>

## 2-1 段階保険料方式 【概念図】



## 2-2 厚生年金保険料率の推移 (標準報酬ベース、労使折半)

(単位：%)

実施時期	男子	女子	
S 17. 6~	6. 4		
S 19. 10~	11. 0		
S 22. 9~	9. 4	6. 8	
S 23. 8~	3. 0	3. 0	
S 29. 5~	3. 0	3. 0	
S 35. 5~ (*)	3. 5		
S 40. 5~ (*)	5. 5	3. 9	
S 44. 11~ (*)	6. 2	4. 6	
S 46. 11~	6. 4	4. 8	
S 48. 11~ (*)	7. 6	5. 8	
S 51. 8~ (*)	9. 1	7. 3	
S 55. 10~ (*)	10. 6	8. 9	
S 56. 6~		9. 0	
S 57. 6~		9. 1	
S 58. 6~		9. 2	
S 59. 6~		9. 3	
S 60. 10~ (*)		12. 4	11. 3
S 61. 10~	11. 45		
S 62. 10~	11. 6		
S 63. 10~	11. 75		
H 元. 10~	11. 9		
H 2. 1~ (*)	14. 3		13. 8
H 3. 1~	14. 5	14. 15	
H 4. 1~		14. 3	
H 5. 1~		14. 45	
H 6. 1~		14. 5	
H 6. 11~ (*)		16. 5	
H 8. 10~		17. 35	

(注) 平成 11 年度から保険料引き上げは凍結されており、平成 12 年改正において保険料率の引上げは行われていない。

(\*) 財政再計算直後

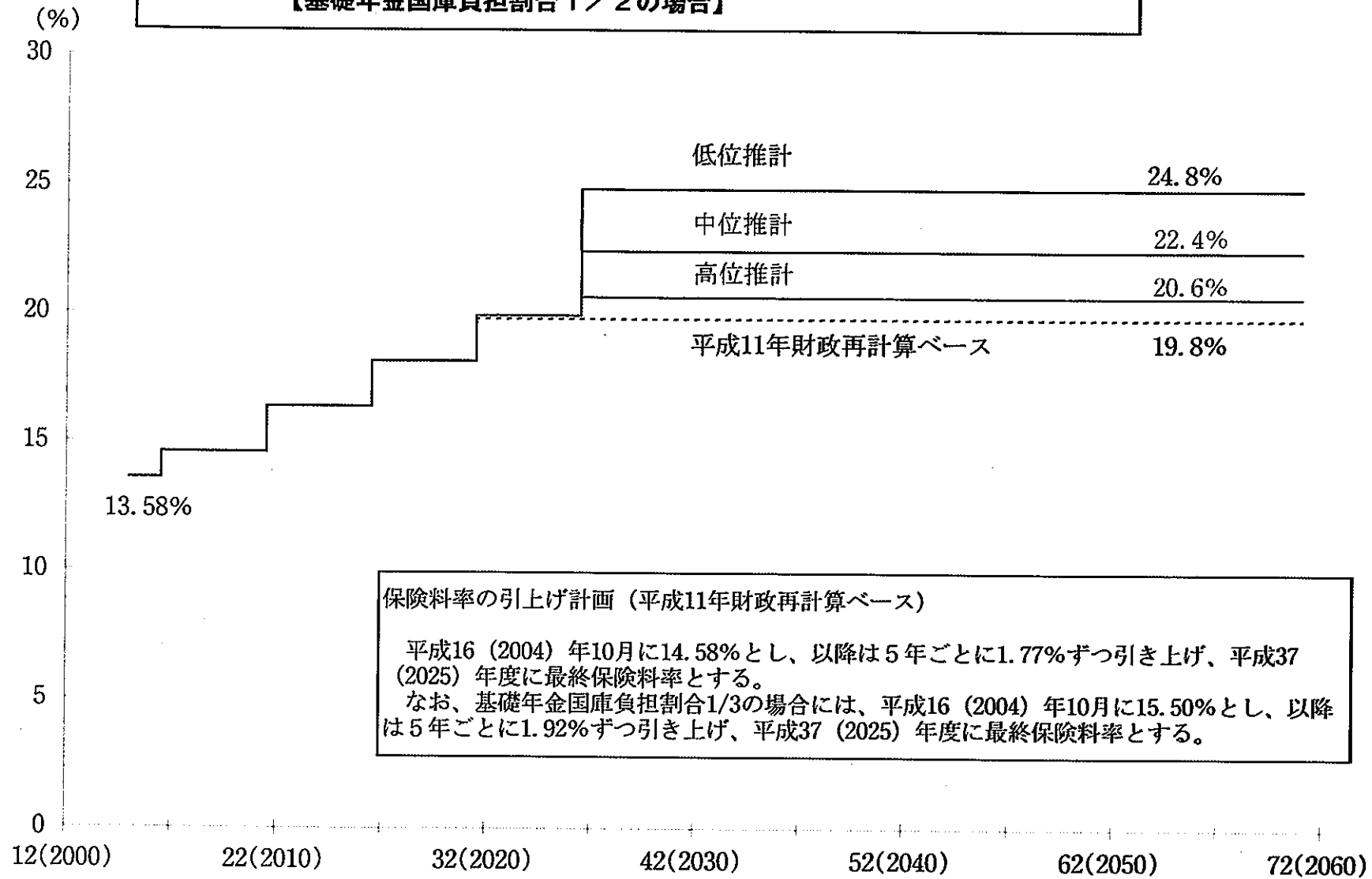
## 2-3 国民年金保険料の推移

実施時期	保険料（月額）	
	20歳～34歳	35歳以上
S36. 4～	100円	150円
S42. 1～（*）	200円	250円
S44. 1～	250円	300円
S45. 7～（*）	450円	
S47. 7～	550円	
S49. 1～（*）	900円	
S50. 1～	1,100円	
S51. 4～	1,400円	
S52. 4～（*）	2,200円	
S53. 4～	2,730円	
S54. 4～	3,300円	
S55. 4～	3,770円	
S56. 4～（*）	4,500円	
S57. 4～	5,220円	
S58. 4～	5,830円	
S59. 4～	6,220円	
S60. 4～	6,740円	
S61. 4～（*）	7,100円	
S62. 4～	7,400円	
S63. 4～	7,700円	
H元. 4～	8,000円	
H2. 4～（*）	8,400円	
H3. 4～	9,000円	
H4. 4～	9,700円	
H5. 4～	10,500円	
H6. 4～	11,100円	
H7. 4～（*）	11,700円	
H8. 4～	12,300円	
H9. 4～	12,800円	
H10. 4～	13,300円	

（注）平成11年度から保険料の引上げは凍結されている。

（\*）財政再計算直後

**2-4 厚生年金の保険料率の見通し (総報酬ベース、労使折半)**  
**【基礎年金国庫負担割合 1/2 の場合】**



保険料率の引上げ計画 (平成11年財政再計算ベース)

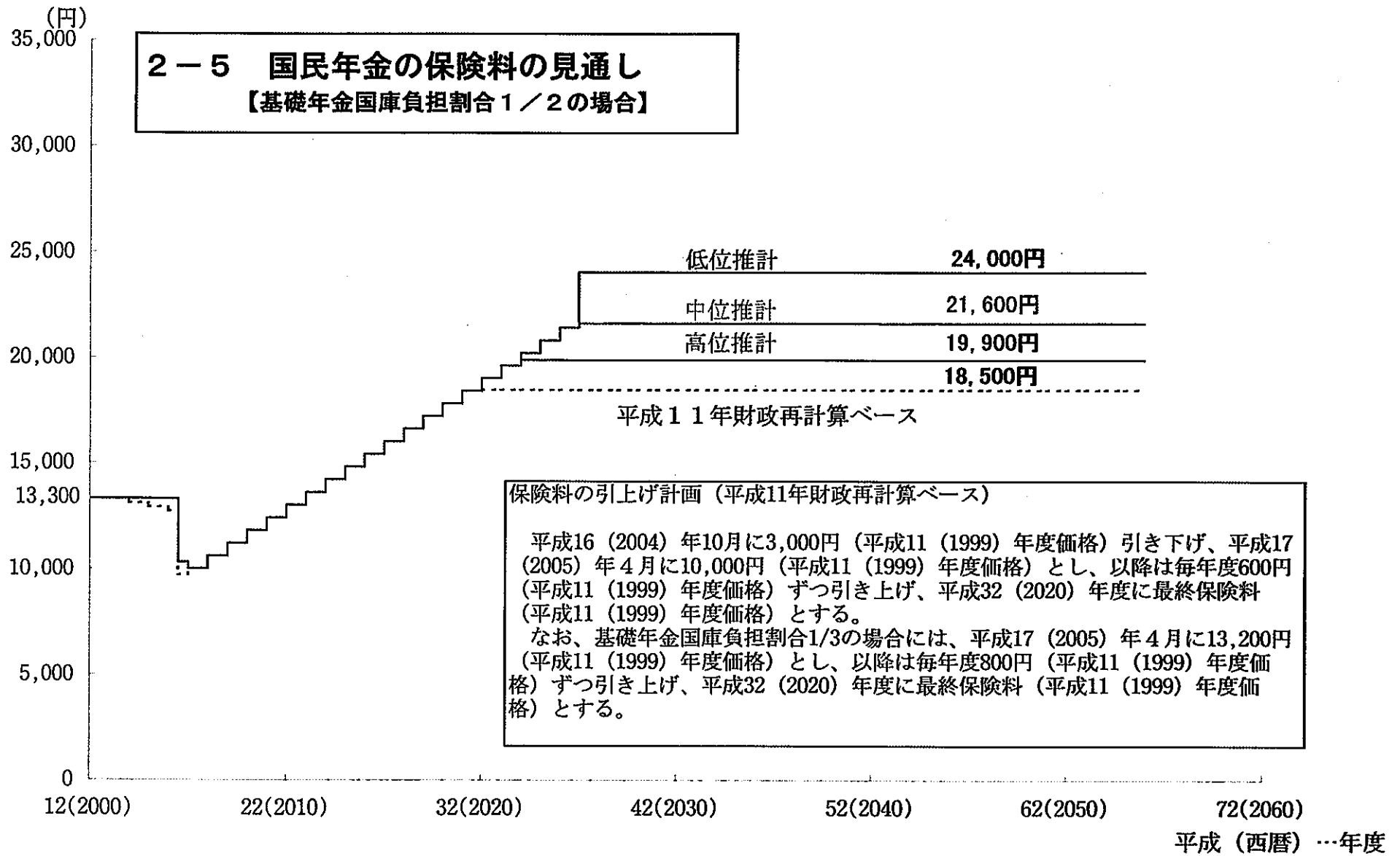
平成16 (2004) 年10月に14.58%とし、以降は5年ごとに1.77%ずつ引き上げ、平成37 (2025) 年度に最終保険料率とする。

なお、基礎年金国庫負担割合1/3の場合には、平成16 (2004) 年10月に15.50%とし、以降は5年ごとに1.92%ずつ引き上げ、平成37 (2025) 年度に最終保険料率とする。

平成 (西暦) …年度



**2-5 国民年金の保険料の見通し**  
**【基礎年金国庫負担割合1/2の場合】**



**保険料の引上げ計画 (平成11年財政再計算ベース)**

平成16 (2004) 年10月に3,000円 (平成11 (1999) 年度価格) 引き下げ、平成17 (2005) 年4月に10,000円 (平成11 (1999) 年度価格) とし、以降は毎年度600円 (平成11 (1999) 年度価格) ずつ引き上げ、平成32 (2020) 年度に最終保険料 (平成11 (1999) 年度価格) とする。

なお、基礎年金国庫負担割合1/3の場合には、平成17 (2005) 年4月に13,200円 (平成11 (1999) 年度価格) とし、以降は毎年度800円 (平成11 (1999) 年度価格) ずつ引き上げ、平成32 (2020) 年度に最終保険料 (平成11 (1999) 年度価格) とする。

## 2-6 我が国及び欧米主要国における年金保険料率の推移

(単位：%)

年	アメリカ		イギリス		ドイツ		スウェーデン		日本 (厚生年金)		
	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	保険料率	高齢化率	
1955	4.0	8.8	定額	11.3	11.0	10.7	定額	10.9	3.0	(2.31)	5.3
1960	6.0	9.2	定額	11.7	14.0	11.5	定額+3.0	12.0	3.5	(2.69)	5.7
1965	7.25	9.5	9.0*2	12.0	14.0	12.5	20.0	12.7	5.5	(4.23)	6.3
1970	8.4	9.8	9.5*2	12.9	17.0	13.7	15.25	13.7	6.2	(4.77)	7.1
1975	9.9	10.5	14.0	14.0	18.0	14.8	14.95	15.1	7.6	(5.85)	7.9
1980	10.16	11.2	20.45	15.1	18.0	15.6	20.3	16.3	10.6	(8.15)	9.1
1985	11.4	11.8	19.45	15.1	19.2	14.6	19.45	17.9	12.4	(9.54)	10.3
1990	12.4	12.4	18.0	15.7	18.7	15.0	20.45	17.8	14.3	(11.00)	12.1
1995	12.4	12.5	22.2	15.7	18.6	15.5	19.86	17.5	16.5	(12.69)	14.5
1996	12.4	—	22.2	—	19.2	—	19.86	—	17.35	(13.58)	—
1997	12.4	—	22.0	—	20.3	—	19.86	—	17.35	(13.58)	—
1998	12.4	—	22.0	—	20.3	—	19.86	—	17.35	(13.58)	—
1999	12.4	—	22.0	—	19.5	—	13.35	—	17.35	(13.58)	—
2000	12.4	12.3	22.0	15.8	19.3	16.4	17.21	17.4	17.35	(13.58)	17.3
2001	12.4	—	21.9	—	19.1	—	—	—	17.35	(13.58)	—

\*1 保険料率は、一般被用者の公的年金保険料率について、労使の負担を合計したもの。

\*2 イギリスについては、被用者本人負担分の上限における保険料率。所得比例年金 (SERPS) に加入した場合の料率。

\*3 スウェーデンについては、1998年までが旧制度の保険料率で1999年以降が新制度の保険料率。旧制度の保険料率は、基礎年金に係る負担率及び付加年金の保険料率を合計したもの。

\*4 日本の左欄の括弧内は総報酬ベースの保険料率。1995年以前については、ボーナスを月収総額の3割と仮定して試算した数値。

(出所) 各国政府の発表資料、UN「World Population Prospects 2000」、総務省統計局「国勢調査」、「Social Security Programs throughout the World」等